

平成二十二年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参  
考  
資  
料



# 目 次

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例 .....	1
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ...	1
島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例 .....	2



平成22年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第131号議案

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

平成23年10月1日における出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例中、市町村の名称等に係る規定の整理

- (1) 島根県行政機関等設置条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県児童相談所条例
- (6) 島根県家畜保健衛生所条例
- (7) 島根県空港条例
- (8) 島根県流域下水道条例
- (9) 島根県営住宅条例

3 施行期日

平成23年10月1日から施行する。ただし、2の(7)については、規則で定める日から施行する。

第132号議案

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した施策を拡充するた

め、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源とする事業を介護保険法に基づく施設の整備、防災対策等を促進するための事業及び地域における高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備するための事業に改めること。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 第133号議案

#### 島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例

## 1 提案理由

子宮頸がん予防ワクチン等（ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンをいう。以下同じ。）の接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 設置

子宮頸がん予防ワクチン等の接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置すること。

### (2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

### (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

### (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基

金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

